



令和8年度農業農村整備事業予算 概算決定のポイント



令和7年12月
農林水産省
農村振興局



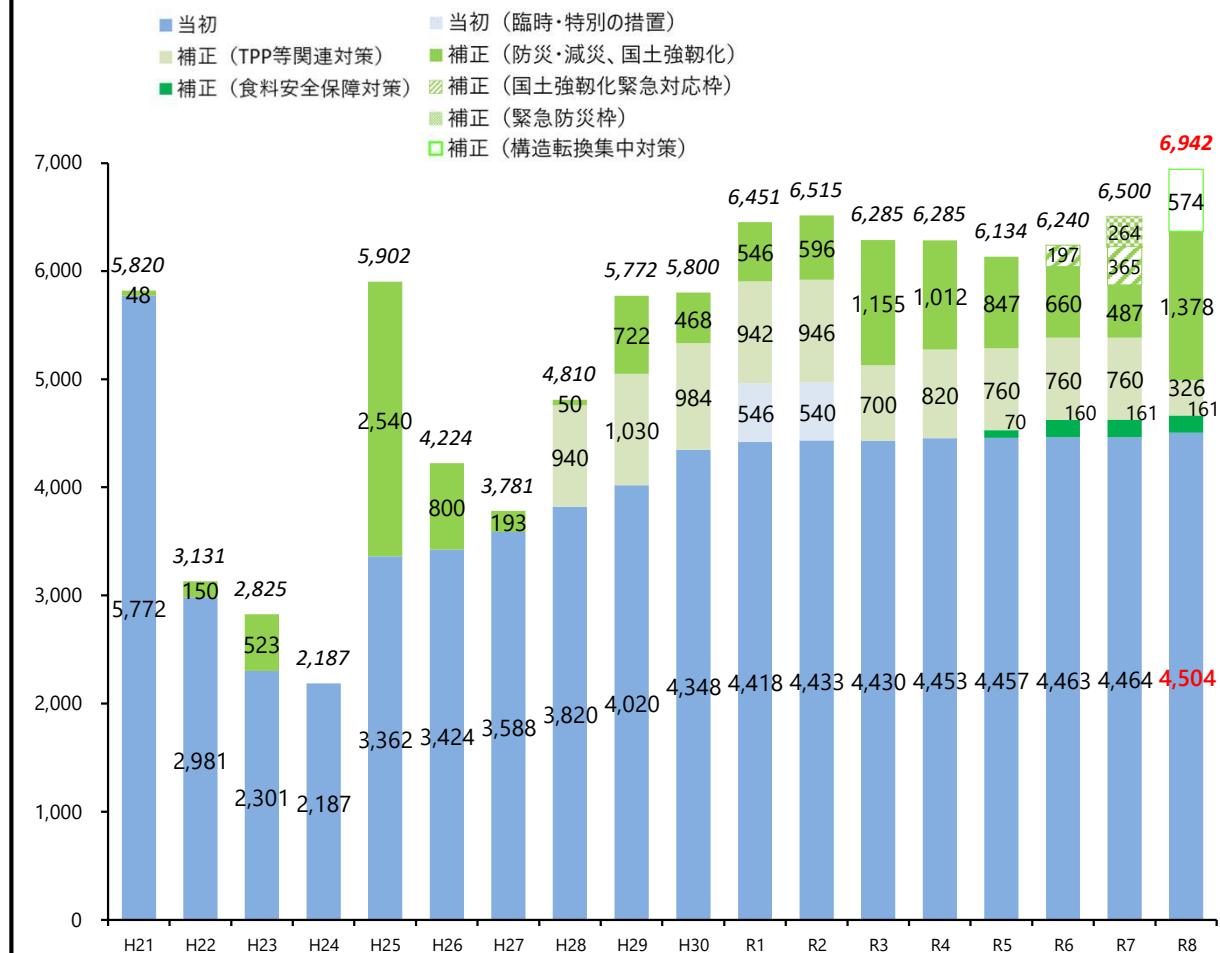
令和8年度 農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

- 農業農村整備事業関係予算の令和8年度当初予算は、前年度から40億円増の4,504億円。
- また、防災・減災、国土強靭化対策、TPP等関連対策、食料安全保障対策及び構造転換集中対策として、令和7年度補正予算において2,439億円を計上し、これらの総額は6,942億円。

令和8年度予算等

	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算 (前年度比) A	令和7年度 補正予算 B	(単位:億円)	合計
				A+B	
農業農村整備事業(公共)	3,331	3,365 (101.0%)	2,165		5,530
農業農村整備関連事業(非公共) 農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 畑作等促進整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金	548	554 (101.2%)	274		828
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	584	584 (100.0%)	-		584
計	4,464	4,504 (100.9%)	2,439		6,942

農業農村整備事業関係予算の推移



注:計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備関係事業／令和8年度 新規・拡充の概要（柱別）

スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農業構造転換集中対策期間内(R7-R11)の特別措置

○大区画化等加速化支援事業(非公共)

- 都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化（簡易整備）等を支援する新事業（①農用地の区画拡大等に係る基盤整備、②調査・調整活動等に係るソフト事業、③協議会の事務費）を創設

○農業競争力強化農地整備事業 ※水利施設等保全高度化事業においても同様に拡充

- 1ha以上の大区画整備を加速化するため「農業構造転換特別対策費」を創設。現在実施中の地区について、事業実施により下記要件を満たせば促進費からの移行が可能

国費	定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）*
要件	平坦地（傾斜1/100未満） ✓ 対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上
	平坦地以外（傾斜1/100以上） ✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上

*事業費の12.5%相当のものについては、別途、農地中間管理権等の設定に係る要件を満たす必要。

○農地中間管理機構関連農地整備事業

- 収益性要件の選択肢に「地区内の1/2以上が1ha以上の大区画となること」を追加。また、収益性要件の米の生産コストを9,600円→9,500円/60kgに見直し

○農業競争力強化農地整備事業

- 中山間地域における面積要件について、地域計画の見直し及び集積・集約化率に係る要件を満たした場合に緩和(10ha以上→5ha以上)
- 計画策定事業について、定額助成範囲を地域計画の見直しを行う地域に重点化した上で採択期間を延長(～R11)*し、助成対象に「フラッグシップ輸出産地の認定地域」を追加。また、計画策定事業において荒廃ハウス等の支障物撤去等を支援対象に追加
※「水田高収益化計画の策定地域」については、R9年度の水田政策見直しのため1年間の延長(～R8)
- 所有者不明農地の増大を踏まえ、計画策定前から財産管理制度の活用を可能にするとともに、換地業務における経費算定基準を改定

○国営農用地再編整備事業

- 基盤整備(巨大区画化等)と営農技術(多収性品種等)の地域の実情に応じた最適な組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設(事業費の2%を上限)

○農業生産基盤情報通信環境整備事業(非公共)

- スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設(農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」は廃止)。LPWA等簡易な情報通信施設により実装可能な自動給水栓等の普及拡大のため事業費要件を見直し(800万円以上→200万円以上)

農業水利施設の戦略的な保全管理

○国営かんがい排水事業

- 「国営造成土地改良施設整備事業」における水管理施設の単独整備の採択期間を延長するとともに(～R12)、国営造成施設と一体不可分な県営造成施設等を事業対象に追加
- 施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加

○国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

- 「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、道路下の大口径パイプラインの詳細点検を緊急的に実施するとともに、事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定(～R12)

○水利施設等保全高度化事業

- 実施計画策定事業について、定額助成範囲を重点化した上で採択期間を延長(～R11)。また、「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設(～R12)
- 小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する「農業水利施設省エネルギー化支援事業(促進費交付)」の採択期間を延長(～R11)
- 流域治水の取組を推進するため、河川管理者へのデータ提供機器を整備する「緊急水管理システム整備事業」の定額支援を延長(～R12)

○土地改良区機能強化支援事業

- 土地改良区の運営基盤強化を図るため、統合整備の支障となる不在地主(地区外組合員)の把握に必要な調査や、資格交替のための地元調整等の取組を支援対象に追加

農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策

○国営総合農地防災事業

- 国営事業実施中(かん排・農地再編を含む)の地区内に存在する防災重点農業用ため池を整備する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設(～R12)。貯水容量5,000m³以上、地区内の国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられていること等の要件を満たす場合に、急施の防災事業として緊急的に実施。

○農村地域防災減災事業

- 実施計画策定等の定額助成及び国土強靭化対策として行うため池整備の受益面積要件を撤廃する措置を延長(～R12)
- 施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加

○農村整備事業

- 河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加

主な新規・拡充事項①

事業概要		令和8年度拡充のポイント												
直轄	●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備 【国費率】2/3、促進費は50%（中山間55%）	<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備（巨大区画化等）と営農技術（多収性品種等）の地域の実情に応じた最適な組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設（事業費の2%を上限） 												
	<ul style="list-style-type: none"> 農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて国費により農家負担を軽減する農業構造転換特別対策費を創設する。現在実施中の地区は、事業実施により下記要件を満たせば促進費からの移行が可能 													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国費</th><th>定額（事業費の6.25%相当）</th><th>定額（事業費の9.4%相当）</th><th>定額（事業費の12.5%相当）*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件 平坦地 (傾斜1/100 未満)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積の1/2以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積の3/5以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積の2/3以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 </td></tr> <tr> <td>要件 平坦地 以外 (傾斜1/100 以上)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積の1/2以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積の3/5以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積の2/3以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 </td></tr> </tbody> </table>			国費	定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）*	要件 平坦地 (傾斜1/100 未満)	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の1/2以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の3/5以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の2/3以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 	要件 平坦地 以外 (傾斜1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の1/2以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の3/5以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上
国費	定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）*											
要件 平坦地 (傾斜1/100 未満)	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の1/2以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の3/5以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の2/3以上で 1ha以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率80%以上 											
要件 平坦地 以外 (傾斜1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の1/2以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の3/5以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積の2/3以上で 50a以上区画に整備 集積率85%以上、 集約化率90%以上 											
<p>*事業費の12.5%相当のものについては、別途、農地中間管理権等の設定に係る要件を満たす必要。</p>														
<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域型の面積要件を見直し（地域計画の見直し及び集積・集約化率に係る要件を満たした場合に緩和（10ha以上→5ha以上）） 附帯事業として情報通信環境整備を実施可能に追加 計画策定事業について、定額助成範囲を地域計画の見直しを行う地域に重点化した上で採択期間を延長（～R11）※し、助成対象に「フラッグシップ輸出産地の認定地域」を追加。また、計画策定事業において荒廃ハウス等の支障物撤去等を支援対象に追加 ※「水田農業高収益化計画の策定地域」については、R9年度の水田政策見直しのため1年間の延長（～R8） 所有者不明農地の増大を踏まえ、計画策定前からの財産管理制度の活用を可能にするとともに、換地業務における経費算定基準を改定 (草地畜産基盤整備事業) 事業実施計画策定に掛かる費用の定率助成上限額の1,000万円を撤廃 														
農地整備 補助	●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（市町村営・中山間5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%）	<ul style="list-style-type: none"> 収益性要件の選択肢に「地区内の1/2以上が1ha以上の大区画となること」を追加。また、収益性要件の米の生産コストを9,600円→9,500円/60kgに見直し。 附帯事業として情報通信環境整備を実施可能に追加 												
	●農地耕作条件改善事業（非公共） 農地整備【国費率】50%（中山間55%）	<ul style="list-style-type: none"> 機構集積推進費における実施面積に係る要件を見直し（「主として水稻等の土地利用型作物を作付けしている地区においては、事業実施後の経営耕地面積が1ha以上の経営体が太宗を占めること」かつ「整備面積が5ha未満であること」に見直し） 物価変動を踏まえ定額助成単価を見直し 												
	●大区画化等加速化支援事業（非公共） 農地整備【国費率】定額	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化（簡易整備）等を支援する新事業（①農用地の区画拡大等に係る基盤整備、②調査・調整活動等に係るソフト事業、③協議会の事務費）を創設 												

主な新規・拡充事項②

		事業概要	令和8年度拡充のポイント
農地整備	補助	●畠地帯総合整備事業 20ha（中山間10ha）以上の畠地、畠地かんがい施設整備等 【国費率】50%（中山間55%）	—
		●畠作等促進整備事業（非公共） 畠地、畠地かんがい施設整備等 【国費率】50%（中山間55%）	—
農業水利	直轄	●国営かんがい排水事業 一般型3,000ha（畠1,000ha）、特別型500ha（畠100ha）以上 【国費率】2/3、基幹施設70%	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加 農業用排水施設の「廃止」の対象施設に、現在は使用されなくなった施設を追加（事業対象となることを明確化） 重要度及び緊急性の高い施設の末端支配面積要件を、受益地が畠の場合は100haから20haに緩和 (国営造成土地改良施設整備事業) 水管管理施設の単独整備の採択期間を延長するとともに（～R12）、国営造成施設と一体不可分な県営造成施設等を事業対象に追加 (低炭素農業水利システム構築事業) 小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する促進費の採択期間延長（～R11）
		●国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 機能保全計画策定、技術高度化、権利設定、管理水準向上等 【国費率】100%	<ul style="list-style-type: none"> 「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、道路下の大口径パイplineの詳細点検を緊急的に実施（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）（～R12）
		●土地改良施設突発事故復旧・防止事業 【国費率】（直轄）2/3、基幹施設型70%、（補助）50%	—
農業水利	補助	●水利施設整備事業 200ha（畠100ha）以上の水利施設整備 【国費率】50%（中山間55%）	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画策定事業について定額助成範囲を重点化した上で採択期間を延長（～R11） また、「高リスクパイpline緊急調査事業」を創設（～R12） 小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する「農業水利施設省エネルギー化支援事業（促進費交付）」の採択期間を延長（～R11） 流域治水の取組を推進するため、河川管理者へのデータ提供機器を整備する「緊急水管理システム整備事業」の定額支援を延長（～R12） 大区画化等による生産コストの更なる低減を図る場合に交付する農業構造転換特別対策費を創設（農業競争力強化農地整備事業と同様の要件）
		●水資源開発事業 3,000ha（畠1,000ha）以上の水利施設整備 【国費率】2/3、大規模70%、県営級50%	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設の「廃止」の対象施設に現在は使用されなくなった施設を追加（事業対象となることを明確化） 事業計画等検討調査に地上権設定等を追加 特定事業先行調整費制度の対象事業に水路等施設を追加
		●農山漁村地域整備交付金（歴史的施設保全事業） 歴史的土地改良施設の機能維持・向上、保全・管理のための整備等 【国費率】50%	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設に「世界かんがい施設遺産」登録施設を追加するとともに、対象とする整備メニューに「適切な利用を図るための施設の整備」を追加
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 農業用排水施設の整備等 【国費率】50%（中山間55%）	—

主な新規・拡充事項③

事業概要		令和8年度拡充のポイント
農地防災	直轄	<p>●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70%</p> <p>(防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策) • 国営事業実施中（かん排・農地再編を含む）の地区内に存在する防災重点農業用ため池を整備する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設（～R12）。貯水容量5,000m³以上、地区内の国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられること等の要件を満たす場合に、急施の防災事業として緊急的に実施</p>
	補助	<p>●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50%（大規模、中山間、緊急性の高いため池 55%）</p> <p>●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策等 【国費率】50%（中山間55%）、ため池廃止は定額（上限あり）</p> <p>• 実施計画策定等の定額助成及び国土強靭化対策として行うため池整備（小規模）の受益面積要件を撤廃する措置を延長（～R12） • 地域防災機能増進事業において、施設の耐震化と一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加</p>
		—
農村整備	補助	<p>●農村整備事業 農道、集落排水施設、営農飲雜用水施設等の整備（再編、強靭化等） 【国費率】50%（中山間55%）</p> <p>(農業集落排水施設整備事業) • 令和3年度に農山漁村地域整備交付金から農村整備事業に移行した地区及び令和5年度までにハード着手した地区であって、令和6年に発災し、激甚災害に策定された災害の被災市町村にあるものに限り、維持管理適正化計画の策定猶予期間を1年延長 (農道・集落道整備事業) • 河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加 (営農飲雜用水施設整備事業) • 施設単位での整備など、よりきめ細やかに対策が進むよう採択要件を明確化</p>
		<p>●中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備 【国費率】55%</p> <p>• 実施計画策定事業の期間を現行1年以内から2年以内に延長 • 営農飲雜用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ見直す</p>
		<p>●農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備) 農道の整備 【国費率】50%（中山間55%） (農村集落基盤再編・整備事業) 営農飲雜用水施設の整備 【国費率】50%（中山間55%）</p> <p>(通作条件整備) • 河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加 (農村集落基盤再編・整備事業) • 営農飲雜用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ見直す</p>
		<p>●農業生産基盤情報通信環境整備事業（非公共） 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%（中山間55%）、調査計画は定額</p> <p>• スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設（農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」は廃止） • 情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組への支援を強化するため、都道府県土連が主体となって実施する情報通信分野の研修開催費用を支援 • LPWA※等簡易な情報通信施設により実装可能な自動給水栓等の普及拡大のため事業費要件を見直し（800万円以上→200万円以上） ※通信は低速だが少ない電力で広範囲に電波を届けることができる通信規格</p>

主な新規・拡充事項④

事業概要		令和8年度拡充のポイント
施設管理 補助	●直轄管理事業 【国費率】77.5%	—
	●基幹水利施設管理事業 【国費率】30%、40%、流域治水対策実施施設1/3	—
	●水利施設管理強化事業 (一般型) 国造施設・関連施設の維持管理費を助成 【国費率】実質19%等 (連携管理保全型) 水土里ビジョンに位置付ける国造施設・関連施設の維持管理費を助成 【国費率】25% (特別型) ①流域治水対策、②渴水・高温対策、③特定外来生物対策に係る諸経費を助成 【国費率】50%	(特別型) • 渴水・高温対策において、緊急の対応が必要な場合に交付決定前着手が可能となるよう、事業採択手続の運用を見直し
	●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的整備補修、防災・減災等のための施設整備 【国費率】30%、40%、50%	—
	●土地改良区機能強化支援事業 「水土里ビジョン」の策定、統合整備の推進、施設管理、運営改善対策、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額	• 土地改良区の運営基盤強化を図るために統合整備の支障となる不在地主（地区外組合員）の把握に必要な調査や、資格交替のための地元調整等の取組を支援対象に追加